

## ○神石高原町総合戦略推進本部設置要綱

平成27年4月1日

訓令第3号

改正 平成29年4月1日訓令第14号

(目的)

第1条 この訓令は、神石高原町総合戦略推進本部（以下「推進本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、推進本部を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生に係る総合戦略の推進に関すること。
- (3) 総合戦略と長期総合計画、個別計画等との調整に関すること。
- (4) その他、推進本部の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は町長をもって充てる。
- 3 副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は経営戦略会議を構成する職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第5条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長不在若しくは事故あるときにその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部員が推進本部に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。

(プロジェクトチームの設置)

第7条 本部長は、第2条に掲げる事項を推進するにあたり、下部組織としてプロジェクトチームを設置するものとする。

- 2 プロジェクトチームチームの構成員は、本部長が指名する者とする。

(関係者の出席)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、政策企画課において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。